

第3章 計画の基本理念と施策体系

1. 基本理念

地域包括ケアの考え方は、平成 17 年の介護保険法の一部改正で打ち出され、平成 23 年の法改正においては、地域包括ケアの構築が、国及び地方公共団体の責務（法第 5 条第 3 項）とされました。

このことを踏まえ、第 5 期計画では、「地域包括ケア」を推進するための基本理念を定め施策を推進しています。

前述のとおり、平成 27 年度の介護保険制度の改正内容やそれを踏まえた国や道の基本指針が、地域包括ケアを推し進めるものとなっています。

このことから、本計画では、第 5 期計画の基本理念を踏襲します。

【基本理念】

高齢者が、健康でいきいきと、住みなれた所で暮らし続けられるまち

2. 基本目標

本計画においては、基本理念の実現に向け 3 つの基本目標を設定します。

基本目標 1 いつまでも健康に暮らすための環境づくり

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり

基本目標 3 つながり支え合うまちづくり

基本目標 1 いつまでも健康に暮らすための環境づくり

高齢者が健康で暮らし続けるために最も重要なことは、病気あるいは要介護状態にならないように、日頃から健康づくりや介護予防に自らが取り組む意識や姿勢です。

改正介護保険法の第 4 条では、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」と記載されているように、サービスを受けるだけでなく、健康づくりや介護予防に向けた自助努力を求めています。

こうしたことから、高齢者の健康づくり・介護予防に対する意識を高めるための普及啓発を図るとともに、支援が必要な高齢者を把握し、本人の健康状態あるいは生活課題等を踏まえた的確な健康づくり・介護予防サービスを提供できる体制を整えます。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり

高齢者が病気あるいは要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービス、生活支援サービス等の充実を図ります。

要支援者を対象とした介護予防給付サービスの充実を図り、要介護度の維持・改善を図るとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの整備等により、重度の要介護者になっても安心して暮らし続けることができる体制を整備します。

また、要介護認定者に加えて、認知症高齢者の増加が課題となっており、医療機関等との連携を強化し、認知症高齢者を早期に発見・対応できる体制を整えます。

基本目標3 つながり支え合うまちづくり

本市の75歳以上の高齢者数、要介護認定者数は増加しています。一方、既存の民間事業者や社会福祉協議会、地域団体等が、高齢者の生活支援等に係る様々な量的・質的ニーズに対応するには限界があります。民間事業者においては介護職の人材確保が、地域団体等においては、会員やボランティアの高齢化が進んでいることなどが課題となるなど、高齢者の生活を支える地域の資源は限られている状況です。

そのため、市民一人ひとりが地域の担い手として高齢者を支え、あるいは支えられる「お互い様」のまちづくりを進めていくことが重要です。都市部ではこうした地域コミュニティが崩壊しつつあるといわれていますが、室蘭市だからこそこの「地域のつながり」をしっかりと維持していくことが重要です。

その実現のステップとして、市民一人ひとりが、こうした地域の課題をしっかりと認識することが重要です。

人は必ず老いていきます。そして一人暮らしや高齢者のみの世帯も増えていきます。自分が高齢者となりさらには介護が必要になったときの、将来イメージを早い段階で持つことによって、市民がこのまちで暮らし続けるために必要なことを、積極的に考え行動するようになると考えます。こうしたきっかけを積極的に提供していきます。

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進は、高齢者の健康づくり・介護予防にも大きく寄与します。

人口減少により地域の担い手が限られる中で、高齢者自らが地域の担い手として活躍する場をつくることで、高齢者の生きがい・やりがいをつくり、それによってさらには自身の健康づくり・介護予防に繋げる視点が重要です。

地域資源が限られる中で、いかに市民一人ひとりの意識を変えていき、地域で支え合っていくという考え方は、高齢者福祉・介護に限定されるものではなく、子育て支援、障がい者支援、生活困窮者支援など、あらゆる地域の課題を解決する「まちづくり」の根幹をなすものです。

そのため、地域の課題を解決できるよう、担い手を育成し、つながり支え合うまちづくりを推進します。

3. 施策の方向性

第5期計画の施策の方向性である「健康づくり・介護予防の推進」、「介護保険サービスの充実」、「地域支えあいの仕組みづくり」、「住み続けられるまちづくり」を踏襲するとともに、地域支援事業に係る法改正等に伴い、さらなる推進が必要な「認知症高齢者支援の充実」を新たな柱として追加します。

【施策の体系】

施策の方向性	主な取り組み
1 健康づくり・介護予防の推進 『元気に暮らす』	(1) 健康づくりの推進 ①はぴらん体操の普及啓発 ②地区健康教室の充実 ③保健事業の充実
	(2) 介護予防の推進 ①えみなくらぶの充実 ②えみなメイトの拡充 ③認知症予防の推進 ④介護支援ボランティアの推進
	(3) 地域包括支援センターの充実 ①地域包括支援センターの機能強化 ②地域ケア会議の推進
2 介護保険サービスの充実 『安心して暮らす』	(1) サービス提供体制の充実 ①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの整備促進
	(2) 日常生活圏域について ①日常生活圏域の継続 ②日常生活圏域別のサービス整備
	(3) 地域包括支援センターの充実[再掲]
	(4) 適正な介護保険事業の運営 ①市民への周知・啓発 ②介護サービスの質の向上 ③地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信の促進 ④地域包括ケアを促進するための検討
	(5) 在宅医療・介護連携の推進 ①医療と介護の連携体制の充実

<p>3 地域支えあいの仕組みづくり 『支えあって暮らす』</p>	<p>(1) 地域支援体制の強化 ①社会福祉協議会との連携強化 ②高齢者たすけ隊・見守り隊の推進 ③地域支えあい情報ネットワークの活用促進 ④高齢者地域支えあい体制の構築推進</p>
	<p>(2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援 ①緊急通報システムの利用促進 ②鍵の保管先登録 ③緊急情報記録票の普及促進</p>
	<p>(3) 生活支援サービスの創出 ①介護予防・日常生活支援総合事業への移行</p>
<p>4 認知症高齢者支援の充実 『認知症にやさしいまちで暮らす』</p>	<p>(1) 認知症高齢者支援体制の構築 ①地域ケア会議の推進[再掲] ②認知症高齢者の早期発見に向けた体制づくり ③認知症初期集中支援チームの設置 ④認知症地域支援推進員の配置 ⑤認知症カフェの設置 ⑥認知症ケアパスの作成・普及</p>
	<p>(2) 認知症高齢者を支える地域づくり ①認知症支援体制の強化 ②オレンジネットの充実 ③認知症徘徊模擬訓練の実施</p>
	<p>(3) 権利擁護の推進 ①成年後見支援事業（成年後見支援センター）の推進 ②高齢者虐待防止のための相談体制等の充実</p>
<p>5 住み続けられるまちづくり 『住みなれた所で暮らす』</p>	<p>(1) 多様な住まいの確保 ①高齢者に配慮した市営住宅の建替え促進 ②サービス付き高齢者向け住宅の整備促進 ③まちなか居住の促進 ④高齢者住宅改修補助制度事業の利用促進 ⑤地域密着型サービスの整備促進[再掲]</p>
	<p>(2) 居場所づくり・生きがいづくりの推進 ①総合福祉センター機能の継続 ②白鳥大橋パークゴルフ場の利用促進 ③軽スポーツ（体操、ルネックウォーキング等）の普及拡大 ④学習機会の確保 ⑤就労機会の拡大（シルバー人材センターへの支援） ⑥介護支援ボランティアの推進[再掲]</p>

	<p>(3) 移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活交通の維持・確保の推進 ②高齢者割引（ふれあい）パスの利用促進 ③地域コミュニティ交通事業の検討 ④あったか移送サービスの検討 ⑤福祉有償運送サービスの利用促進
	<p>(4) 生活環境づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路や公園の整備促進 ②交通安全・災害対策等の推進